

身に覚えのない請求の支払いを求める不審なメールにご注意ください

平成31年2月1日更新

■発生状況

1月31日（木）午後3時頃、福知山市内の高齢男性に「登録料金が未納である。本日中に連絡がない場合は法的手続きに移行する。」という内容のメールが届いた。男性はメールの内容に身に覚えがなく、不安に思い警察に相談した。

■ご注意ください！

今回のように「料金未払い」や「訴訟手続き」などのメールが送信されてきても、メールに書かれている問い合わせ先には絶対に電話しないでください。これは架空請求詐欺の手口です。

身に覚えのない料金の支払を求める不審なメールやハガキが送付されてくる特殊詐欺の手口が急増しています。

メールやハガキに記載されている連絡先に電話をすると、様々な言葉で支払を要求され、プリペイドカードの購入やATMでの支払いなどを指示してきます。一度でも支払ってしまうと、さらなる支払を要求されるなど被害が拡大していくこともあります。

覚えのない請求が記載された不審なメールやハガキが届いたら、絶対に連絡はせず、まずは消費者ホットラインや警察などに相談しましょう。

■不審なハガキやメールが届いたら、まずは相談しましょう

消費者ホットライン

☎188

福知山市消費生活センター（生活交通課内）

☎0773-24-7020

福知山警察署

☎0773-22-0110